

一般社団法人日本老年歯科医学会
摂食機能療法専門歯科医師制度施行細則

(平成28年6月17日改正)

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という)は、摂食機能療法専門歯科医師制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

(指定研修)

第2条 規則第5条に定める指定研修は、本会摂食嚥下リハビリテーション委員会(以下「委員会」という)が主催する。

- 2 委員会は、実施の約半年前までに指定研修の実施要項を公示する。
- 3 委員会は、申請者が履修した研修項目について受講証を交付する。
- 4 委員会は、規則第5条2項に定める研修項目について確認テストを実施する。
- 5 申請者は、申請年度に指定研修を修了し、確認テストを受験するものとする。

(実習機関)

第3条 規則第6条に定める実地研修の実習機関は次の各号のすべてを満たし、委員会が承認した施設とする。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。

- 1) 摂食機能療法専門歯科医師取得後1年以上経過した正会員が常勤する施設
- 2) 委員会委員が推薦する施設
- 2 実習機関は、次の各号の一に該当するとき、その資格を喪失する。
 - 1) 本条1項1)を満たさなくなったとき
 - 2) 実習機関が資格を辞退したとき
 - 3) 委員会または理事会が実習機関として不相当と認めたとき

第4条 実地研修期間は1年以上とする。

- 2 実習機関は、学会が定める理念にもとづいた知識や技術の習得を、指導を担当した摂食機能療法専門歯科医師が認めた場合に実地研修修了者へ修了証を交付する。

(実地研修)

第5条 規則第6条に定める実地研修は次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) VEならびにVFの実習経験
- 2) 摂食機能療法計画書の作成
- 3) 症例報告書(3症例)

(認定試験)

第6条 規則第7条に定める認定試験は委員会が実施する。

- 2 委員会は、実施前年度末までに認定試験の実施要項を公示する。

第7条 規則第7条1項1)に定める症例報告は、実地研修期間中に自ら摂食機能療法を施した3症例を提出し、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) VEもしくはVFにより評価を行った症例
- 2) 摂食機能療法計画書を作成した症例

第8条 規則第7条1項2)に定める口頭試問の設問は、委員会で作成する。

- 1) 口頭試問はポスター発表とする。
- 2) 前条に定める症例報告のうち1症例を発表する。

第9条 規則第7条1項3)に定める実技試験の審査項目は委員会で定める。

- 2 委員会が認めた場合、実技試験は免除することが出来る。

(申請書類)

第10条 摂食機能療法専門歯科医師の認定を受けようとする者は、申請料を添えて、次の各号の書類を委員会に提出する。

- 1) 摂食機能療法専門歯科医師申請書(様式1)
- 2) 診療実績報告書(様式2/該当者のみ)
- 3) 日本老年歯科医学会 認定医認定証または専門医認定証(コピー)
- 4) 申請料領収証(コピー可)

第 11 条 認定試験を受験するものは、各号の書類を委員会に提出する。

- 1) 指定研修受講証(様式 3)
- 2) 実地研修修了証(様式 4)
- 3) 第 7 条に定める症例報告書(様式 5)

第 12 条 認定審査に合格し、摂食機能療法専門歯科医師に登録しようとする者は、登録料を添えて、登録申請書(様式 6)を委員会に提出する。

- 2 いかなる場合でも、申請日より 5 年間のうちに登録がない場合はすべての審査結果は破棄され、再申請を認めることとする。

(更新)

第 13 条 更新申請を受けようとする者は、申請料を添えて、次の各号の書類を委員会に提出する。

- 1) 更新申請書(様式 7)
- 2) 日本老年歯科医学会 摂食機能療法専門歯科医師 認定証(コピー)
- 2 更新申請は登録期限日の 1 年前より受付ける。更新受付期間は別に定める。
- 3 更新受付期間中に更新申請が出来ない者は、その理由を添えて委員会に申し出るものとする。
- 4 更新申請の延長は、委員会が認めた場合に限り、登録期限日より 1 年間を上限とする。

第 14 条 摂食機能療法専門歯科医師の資格を更新しようとする者は、委員会が実施する書類審査および実技試験に合格しなければならない。

第 15 条 この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成 26 年 12 月 11 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。